

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 19 年度第 7 号
通 算 第 4 5 3 号
平成 19 年 12 月 3 日

尼崎市役所総務局
職員部給与課

平成 19 年度給与改定・期末・勤勉手当等について

11 月 14 日午後 2 時から午後 4 時まで及び 21 日午後 3 時から午後 5 時まで、中央公民館視聴覚室において交渉を行った。14 日の交渉では、平成 19 年度の給与改定や 12 月期の期末・勤勉手当に係る課題、21 日の交渉では、平成 20 年度以降の再任用制度の課題や、既に提案を行っている合理化問題を中心に協議を行った。

今回の交渉の主な目的

平成 19 年 11 月 5 日に尼崎市地方公務員労働組合共闘会議（地公労）より、「2007 年末一時金に関する要求書」等が提出されたことを受け、交渉の場を持った。

その他、以下の項目について、提案・協議を行った。

組合への提案

・11 月 14 日提案分

「平成 19 年度 賃金・労働条件に関する要求書」に対する回答

[別紙 1](#)

「年末一時金に関する要求書」に対する回答

[別紙 2](#)

選挙特殊勤務手当の支給額の変更について

[別紙 3](#)

平成 20 年度以降の再任用制度について

[別紙 4](#)

育児短時間勤務制度に関する協議について

[別紙 5](#)

教育職給料表 適用者に対する平成 20 年度以降の給与削減措置等について

[別紙 6](#)

・11 月 21 日提案分

平成 20 年度以降の再任用職員の配置について

[別紙 7](#)

< 参考 >

嘱託員の報酬改定等について

[別紙 8](#)

平成 19 年度確定交渉にあたって

(総務局長)

先日、賃金・労働条件に関する要求書及び一時金に関する要求書を受け取り、本日その回答を行うものである。今年度の人事院勧告は、6年ぶりの増額改定となっており、また、期末・勤勉手当についても増額となっていることから、9年ぶりの年収増となるものであるが、国家公務員の指定職以上の職員については、経済情勢や国家公務員の不祥事等が表面化している問題を踏まえ、期末特別手当の増額を見送っているものである。

本日提示する回答案についても、本市においては依然として厳しい財政状況が継続していることを背景とした内容であることを十分に理解していただきたい。

具体的な交渉内容

1 平成 19 年度 賃金・労働条件に関する要求書に対する回答

課題の要旨

当局が要求書に対する回答内容を説明した後、具体的な質疑を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
給与改定について 尼崎市の行政職給料表適用者の平均給与改定率はどうなるのか。	0.10%の引き上げとなる見込みである。 その内訳は、給料表の改定による影響が0.02%、扶養手当の改定による影響が0.07%、地域手当への影響が0.01%である。
人事院勧告による官民格差は0.35%の引き上げである。0.10%だけの引き上げは納得がいかない。	0.35%の引き上げのうち、0.15%分については、地域手当を段階的に引き上げている地域において加算されることとなっているものである。尼崎市はその対象ではない(調整手当10%から地域手当10%に移行)ため、この0.15%分の改定は実施できない。
0.15%を差し引いても0.20%は残る。0.10%との乖離があるのはなぜか。	給料表の改定が、若年層の職員を中心とした引き上げ(1級68号以下・2級45号以下及び3級26号以下)を行うこととなっており、国の給料表の改定どおりに改定を行った結果として、高年齢層の職員が多い尼崎市においては影響が出にくく、このようなものとなった。
給料表部分だけで、国と尼崎市の改定率の差は、どれだけあるのか。	国の行政職俸給表が0.10%なのに対し、尼崎市行政職給料表は0.02%となる。

過去にも、国と尼崎市との制度や職員分布の違いにより、給与改定率に差が生じた場合は、人勤率に近づくよう、給料表の改定を行っている。工夫できないのか。	給料表の改定は、あくまでも国の行政職俸給表の対応号給の改定率に準拠することとしている。
臨時的任用職員の賃金改定等 臨時的任用職員の賃金改定及び嘱託員の報酬改定の引き上げ率が 0.20%というのはなぜか。0.35%ではないのか。	行政職給料表の改定と同様の考え方に立ち、尼崎市に影響のない地域手当にかかる引き上げ 0.15%分を除く 0.20%での改定を実施するものである。

課題解決への方向性

妥結に向け、引き続き協議することとした。

2 期末・勤勉手当に関する要求書に対する回答

課題の要旨

平成 19 年 12 月期の期末・勤勉手当（ボーナス）については、人勤及び国家公務員において、支給率 0.05 月分の増額が示されていることから、尼崎市においてもこれに準じる回答を行った。

なお、期末・勤勉手当の算定における期間率の設定や、休職期間の除算の取扱についても、国並みの制度に改めたいとして、平成 18 年度 12 月より協議を行っている。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
期間率の設定については、尼崎市が国どおりとした場合、阪神間他都市と比較して突出した率の低さとなる。このような改正は認められない。	期間率の設定を含め、期末・勤勉手当の規定を条例に明記していくうえで、国の制度と均衡が取れたものでなければ、市民の理解は得られない。
病気休職期間を 1/2 除算とする取扱も容認できない。長期休職となるケースの大半は職場のストレスによるメンタルを理由としたものだ。	育児休業の場合でも休業期間を 1/2 除算としているなかで、病気休職期間を除算しないのは整合性がとれない。 なお、メンタルによる病気休職者対策については、その防止策や、職場復帰への工夫等について検討したい。
臨時的任用職員の割増賃金（ボーナス）を引き上げた趣旨は何か。	尼崎市の臨時的任用職員の割増賃金が阪神間最低位であるということを受け止めた結果である。

引き上げについては一定評価するが、引き上げ幅が小さすぎる。阪神間最低位を脱するのに、このペースでは何年かかるかわからない。	単に割増賃金の水準だけでなく、年収トータルでの水準も見ながら、適切に判断していきたい。
---	---

課題解決への方向性

妥結に向け、引き続き協議することとした。

3 選挙業務特殊勤務手当の支給額の変更について

課題の要旨

選挙事務に従事した職員に対して支給している選挙業務特勤手当（以下「選挙特勤」）の支給額の算定は、選挙特勤条例の規定上、単価×割増率×就労時間数で算出した額の千円未満の端数について、切り捨てた額としている。

この算定での端数処理をした場合、労働基準法の趣旨から違法性のある規定ではないかとの指摘を市議会から受けているところである。また、尼崎労働基準監督署からも同様の見解が示されている。

そこで、選挙特勤手当の算定式における、千円未満端数の処理方法について改めることとし、組合に対して提案を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
選挙特勤の算定の端数処理方法を改めるとの提案であるが、この特勤に含まれる、投票所の前日設営にかかる勤務時間を一律1時間として算定するのはおかしい。	確かに、場所によっては前日設営が1時間で終了しない場合も想定されるが、選挙特殊勤務手当の取扱いとして、どう反映させていくのか、改めて検討したい。

課題解決への方向性

妥結に向け、引き続き協議することとした。

4 平成20年度以降の再任用制度について

課題の要旨

尼崎市は、平成20年度以降の5年間で1,000名近い職員の退職を迎える状況となっている。尼崎市の行政組織を維持していくうえで、定年退職後の再任用職員について正規定数内（週40時間勤務）で活用していく必要があるとして、別紙7のとおり提案を行った。

また、再任用短時間勤務職員を週30時間勤務で運用しているが、これは平成19年度までの経営再建プログラム期間中の取組であるところから、平成20年度以降の行財政構造改革推進プラン期間中において、短時間勤務職場へ再任用職員を配置する際の、当該運用の継続について別紙4のとおり提案を行った。

併せて、定年前職員の給与削減措置提案（地域手当削減措置）に準じ、再任用職員の地域手当削減提案（地域手当20%削減）についても提案した。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>再任用職員は、週 40 時間勤務になると共済年金の受給資格がなくなる。当局が週 40 時間勤務を強制するということであれば、それは年金の受給権を剥奪するということだ。</p> <p>職員が退職すれば、新規採用で対応するのが原則ではないか。</p>	<p>この5年間の大量退職は、いわゆる「団塊の世代」の退職である。1,000 名退職して 1,000 名採用すれば、職員の年齢構成上、「第2の団塊の世代」が生じることとなる。職員の年齢構成を平準化し、適正な組織構成とするうえで、新規採用職員は 80 名程度が望ましいことから、定数の削減と併せて、再任用職員の活用で対応したいと考えている。</p>
<p>平成 20 年度からは週 40 時間勤務以外は認めないということか。</p>	<p>原則として週 40 時間勤務であるが、一方で短時間勤務職場も残っており、そこには週 30 時間勤務の配置もしていく。</p>
<p>平成 19 年度退職予定の職員のなかには、平成 20 年度以降、週 30 時間勤務を基本とした生活設計を立てている者も少なくない。平成 20 年度からの週 40 時間勤務実施というのは性急過ぎる。この課題は平成 20 年度に時間をかけて議論すべきではないか。</p>	<p>職員の年齢構成の平準化は直ちに取り組んでいかなければならない課題である。今月中に再任用労使協議会の場を設け、改めて協議したい。</p>
<p>再任用就労意向調査はどうなるのか。全員に週 40 時間勤務を強制させるような調査の仕方は容認できない。</p>	<p>来年度の任用に向け、就労意向調査上での希望の聞き方についても、再任用労使協議会で議論していきたい。</p>
<p>「原則 40 時間」としておきながら、「強制」はしない、という今回の提案の趣旨は何か。</p>	<p>退職者数、定数、採用状況及び組織維持にかかる職員の年齢構成を勘案すると、当面の間、再任用職員を週 40 時間勤務で配置しなければならないという実態を認識して欲しいということである。</p>

課題解決への方向性

今月末までに再任用労使協議会を開催し、引き続き協議を行うこととした。

5 通勤手当の支給対象者の見直しについて

課題の要旨

行財政構造改革推進プランの一環として、国の制度より上回る制度となっている通勤手当の支給対象者の見直し（国：在勤地と自宅の距離が 2km 以上 尼崎市：在勤地と自宅の距離が 1km 以上）を 9 月 28 日に提案していた。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
どのような場合、この見直し内容による影響を受けることとなるのか。	勤務地から 1 km以上 2 km未満の範囲内に居住し、自転車や自動車等の交通用具を使用して通勤する職員について支給されている月額 2,000 円が見直しの対象となる。
影響を受ける職員の殆どが市内居住者ではないか。市内居住手当創設を議論したときと、全く逆のことをしようとするのか。	1 km以上 2 km未満への支給は、徒歩通勤圏内との考え方から、国においては支給対象外としており、尼崎市もこれに準じるものである。市内居住者への処遇云々の問題ではなく、通勤手当制度そのものの問題である。

課題解決への方向性

組合側は、1 km以上 2 km未満の範囲内に居住する職員は、災害等の緊急時に際して最も負担が強いられるものであり、このような見直しは到底認められるものではないと主張した。これに対して当局は、通勤手当制度を比較するなかでは、国を上回る支給制度であるとして、見直しについて理解を求め、引き続き協議を重ねることとした。

6 合理化提案項目について

課題の要旨

10月31日に提案していた「平成20年度向け 合理化等提案項目」について協議を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<h4>派遣職員の活用</h4> <p>市報あまがさきの編集業務に派遣職員を活用したいとの提案だが、直接指示ができないから委託ではなく派遣というのであれば、どの職場でも派遣職員を入れられるということにならないか。</p>	<p>派遣職員を受け入れられる業務は法で定められており、際限なく派遣職員に置き換えることはできない。</p> <p>なお、派遣職員のあり方や全体像等について協議する場も設定し、そのなかで、派遣職員の配置にかかる線引きについても協議していきたい。</p>

文書集配業務の見直し

これまで、文書集配業務に再任用職員や OB 嘱託員が配置されていたのは、培われてきた公務経験から効率的な業務を遂行できるからではないのか。直接指示のできない民間委託となると、業務効率の低下が懸念される。

文書集配業務と巡回郵便業務を一括委託することで、業務の効率化を図ることとするものである。

課題解決への方向性

合理化等提案項目にかかる協議は、今後、各支部での協議も含め、行っていくこととした。

以上
(給与課)

平成 19 年度給与改定等について（メモ）

H19.11.14

組 合 要 求	回 答
<p>1 賃金引き上げについて</p> <p>賃金引き上げを行うこと。</p> <p>組合員全員に 12 月昇給延伸を復元すること。</p> <p>1995 年賃金確定時の実損分（新給料表実施時期の値切り）を回復すること。</p> <p>基本賃金減額を早期に復元すること。</p>	<p>1</p> <p>行政職給料表のうち、1 級、2 級及び 3 級を改定する。 （再任用については改定なし。）</p> <p><改定率></p> <p>1 級・・・1.09%</p> <p>2 級・・・0.64%</p> <p>3 級・・・0.03%</p> <p>改定後の行政職給料表の適用日は、平成 19 年 4 月 1 日からとする。</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日から若年層の職員を中心に昇給延伸措置に係る復元のための給与調整を実施し、平成 18 年度末までに完了している。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>平成 20 年度以降の給与削減措置については、平成 19 年 9 月 28 日付提案メモのとおりである。</p>
<p>2 給料表について</p> <p>現行 3 級を旧国公 5 級水準に対応させ改善すること。</p> <p>係長給料表（現行 4 級）を旧国公 7 級水準に対応させ改善すること。</p>	<p>2</p> <p>現行どおりとする。</p>
<p>3 初任給水準の改善並びに中途採用者の賃金格差是正について</p> <p>定時制（高校・大学）卒の初任給支給基準を改善し、1 歳 1 号とすること。</p> <p>年齢別初任給基準を改善し、15 歳以上 30 未満 1 歳 1 号とし、30 歳以上 40 歳まで 5 歳 4 号とすること</p> <p>年齢別初任給基準を改善し、年齢別最低保障を 40 歳時点で標準賃金の 8 割以上（基本給比）とし、基本給として位置づけ、全職員を対象とすること。</p> <p>前歴換算等の改善をすること。また、1 年未満の端数は切り</p>	<p>3</p> <p>・ ～ 現行どおりとする。</p> <p>平成 19 年 9 月 28 日付提案メモのとおり、初任給を 1 号引き下げることに伴い、平成 20 年 4 月 1 日より、年齢別初任給基準を以下のとおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答																																																									
<p>上げること。</p> <p>採用後 5 年を経過した者は、標準入職者と同等の基本給を保障すること。</p> <p>中途採用者の昇格年限は、民間歴を考慮し、在級年数の短縮を行うこと</p> <p>4 昇格の改善について</p> <p>高卒経験 14 年 32 歳を目処に 4 級へ昇格させること。</p> <p>高卒経験 23 年 41 歳を目処に 5 級へ昇格させること。</p> <p>昇格制度の改善については、早急に組合と協議すること。</p> <p>5 「能力・成果主義による賃金制度」の導入については、その是非も含めて事前に組合と協議すること。</p> <p>6 諸手当の改善について</p> <p>扶養手当</p> <p>扶養手当を配偶者 18,000 円とし、子どもその他も一律として改善すること。また、高校・大学在学中の扶養手当は家計の負担を考慮し、大幅に引き上げること。</p> <p>支給範囲を拡大し、学校在学中は支給すること。</p> <p>住居手当</p> <p>家賃等の支払者については、家賃に見合う額に引き上げること。</p> <p>持家者については、30,000 円以上とし、持家者のうちローン支払者については、 による支給をすること。</p> <p>通勤手当</p> <p>1 km 以上 2 km 未満の通勤手当の廃止を行わないこと。</p>	<table border="1" data-bbox="869 250 1193 705"> <thead> <tr> <th>年 齢 (歳)</th> <th>現 行 級 - 号</th> <th>改 正 後 級 - 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 8</td><td>1 - 1 3</td><td>1 - 1 2</td></tr> <tr><td>1 9</td><td>1 - 1 5</td><td>1 - 1 4</td></tr> <tr><td>2 0</td><td>1 - 1 7</td><td>1 - 1 6</td></tr> <tr><td>2 1</td><td>1 - 1 9</td><td>1 - 1 8</td></tr> <tr><td>2 2</td><td>1 - 2 1</td><td>1 - 2 0</td></tr> <tr><td>2 3</td><td>1 - 2 3</td><td>1 - 2 2</td></tr> <tr><td>2 4</td><td>1 - 2 5</td><td>1 - 2 4</td></tr> <tr><td>2 5</td><td>1 - 2 7</td><td>1 - 2 6</td></tr> <tr><td>2 6</td><td>1 - 2 9</td><td>1 - 2 8</td></tr> <tr><td>2 7</td><td>1 - 3 1</td><td>1 - 3 0</td></tr> <tr><td>2 8</td><td>1 - 3 3</td><td>1 - 3 2</td></tr> <tr><td>2 9</td><td>1 - 3 5</td><td>1 - 3 4</td></tr> <tr><td>3 0</td><td>1 - 3 7</td><td>1 - 3 6</td></tr> <tr><td>3 1</td><td>1 - 3 9</td><td>1 - 3 8</td></tr> <tr><td>3 2</td><td>1 - 4 1</td><td>1 - 4 0</td></tr> <tr><td>3 3</td><td>1 - 4 3</td><td>1 - 4 2</td></tr> <tr><td>3 4</td><td>1 - 4 5</td><td>1 - 4 4</td></tr> <tr><td>3 5 以 上</td><td>1 - 4 7</td><td>1 - 4 6</td></tr> </tbody> </table> <p>生活補給金の基準については、給料表の提示の際に、併せて提示することとする。</p> <p>4</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>行政職 3 級までの昇格に係る昇格資格基準の見直しについては平成 19 年 9 月 28 日付提案メモのとおりである。</p> <p>5 新たな人事評価制度の 1 つとして、勤務成績に基づく昇給制度及び勤勉手当への成績率の反映の導入についても、必要な事項については協議を行っていく。</p> <p>6</p> <p>子等にかかる扶養手当を現行の 6,000 円から 6,500 円とする。その他の区分については現行どおりとする。</p> <p>実施時期については、平成 19 年 4 月 1 日とする。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>通勤手当の支給対象者の見直しについては、平成 19 年 9 月 28 日付提案メモのとおりである。その他は現行どおりと</p>	年 齢 (歳)	現 行 級 - 号	改 正 後 級 - 号	1 8	1 - 1 3	1 - 1 2	1 9	1 - 1 5	1 - 1 4	2 0	1 - 1 7	1 - 1 6	2 1	1 - 1 9	1 - 1 8	2 2	1 - 2 1	1 - 2 0	2 3	1 - 2 3	1 - 2 2	2 4	1 - 2 5	1 - 2 4	2 5	1 - 2 7	1 - 2 6	2 6	1 - 2 9	1 - 2 8	2 7	1 - 3 1	1 - 3 0	2 8	1 - 3 3	1 - 3 2	2 9	1 - 3 5	1 - 3 4	3 0	1 - 3 7	1 - 3 6	3 1	1 - 3 9	1 - 3 8	3 2	1 - 4 1	1 - 4 0	3 3	1 - 4 3	1 - 4 2	3 4	1 - 4 5	1 - 4 4	3 5 以 上	1 - 4 7	1 - 4 6
年 齢 (歳)	現 行 級 - 号	改 正 後 級 - 号																																																								
1 8	1 - 1 3	1 - 1 2																																																								
1 9	1 - 1 5	1 - 1 4																																																								
2 0	1 - 1 7	1 - 1 6																																																								
2 1	1 - 1 9	1 - 1 8																																																								
2 2	1 - 2 1	1 - 2 0																																																								
2 3	1 - 2 3	1 - 2 2																																																								
2 4	1 - 2 5	1 - 2 4																																																								
2 5	1 - 2 7	1 - 2 6																																																								
2 6	1 - 2 9	1 - 2 8																																																								
2 7	1 - 3 1	1 - 3 0																																																								
2 8	1 - 3 3	1 - 3 2																																																								
2 9	1 - 3 5	1 - 3 4																																																								
3 0	1 - 3 7	1 - 3 6																																																								
3 1	1 - 3 9	1 - 3 8																																																								
3 2	1 - 4 1	1 - 4 0																																																								
3 3	1 - 4 3	1 - 4 2																																																								
3 4	1 - 4 5	1 - 4 4																																																								
3 5 以 上	1 - 4 7	1 - 4 6																																																								

組 合 要 求	回 答
<p>交通機関利用者については、必要な額を全額支給すること。</p> <p>交通用具利用者については、交通機関利用者の通勤手当に見合う額を支給すること。</p> <p>交通機関と交通用具を併用している者で、自転車等を利用して通勤している場合には、新たに自転車駐車場利用料金を支給すること。</p> <p>超勤手当</p> <p>代休や振替の強要は止め、超勤手当を支給すること。</p> <p>時間外勤務手当の支給率を 150/100 に改善し、深夜の時間外勤務手当の支給率を 200/100 とすること。</p> <p>4・5 級職員の超過勤務手当相当分が管理職手当（7%分）を上回る場合は、その差額を超勤手当として支給すること。また、水防、防災等の業務に従事した場合は超勤手当として支給すること。</p> <p>特殊勤務手当</p> <p>国にある特殊勤務手当を新設し、既存手当の引上げを行うこと。</p> <p>緊急出勤手当を新設すること。</p> <p>年末・年始期間中の特殊勤務手当の増額を行うこと。</p> <p>4・5 級職員が休日に出勤した場合、振替休を強要するのではなく、本人の意思に基づいて手当を支給すること。</p>	<p>する。</p> <p>超過勤務を行った場合の手当については適正に支給していく。なお、これまでも代休の取得については、あくまでも本人の選択によるものであり、振替命令については、職員の健康管理の観点から、適正に発しているところである。</p> <p>また、代休の取得に基づく、その割増賃金部分についても、適正に支給していくものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとする。 <p>特殊勤務手当等については今後とも必要に応じて協議を行っていく。</p> <p>なお、選挙特殊勤務手当の支給額については別途提案のとおりである。</p>
<p>7 臨時・非常勤職員等の改善について</p> <p>臨時・非常勤職員等については、権利及び賃金・労働条件は、正規職員と不合理な格差を是正し改善すること。</p> <p>希望者全員の雇用を行うとともに、その職場を確保すること。</p>	<p>7</p> <p>臨時的任用職員の賃金日額について、平成 20 年 4 月 1 日より、別紙のとおり改定する。</p> <p>なお、割増賃金については別記回答（『平成 19 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について』）のとおりとする。</p> <p>また、嘱託員の勤務条件等については、嘱託職員労働組合と話し合っていく。</p>

本回答に対する諾否については、平成 19 年 11 月 29 日（木）午前 9 時までにはされたい。

以 上
（ 給 与 課 ）

平成 19 年度 賃金労働条件に関する要求書「1 賃金引上げについて」行政職給料表回答(案)

1級							2級							3級						
号	改定前 給料月額	間差	改定後 給料月額	間差	改定額	改定率	号	改定前 給料月額	間差	改定後 給料月額	間差	改定額	改定率	号	改定前 給料月額	間差	改定後 給料月額	間差	改定額	改定率
1	134,300	1,100	135,900	1,100	1,600	1.191	1	168,400	1,500	170,400	1,500	2,000	1.188	1	204,500	1,900	206,300	1,900	1,800	0.880
2	135,400	1,100	137,000	1,100	1,600	1.182	2	169,900	1,600	171,900	1,600	2,000	1.177	2	206,400	1,900	208,200	1,900	1,800	0.872
3	136,500	1,100	138,100	1,100	1,600	1.172	3	171,500	1,600	173,500	1,600	2,000	1.166	3	208,300	1,900	210,100	1,900	1,800	0.864
4	137,600	1,200	139,200	1,200	1,600	1.163	4	173,100	1,600	175,100	1,600	2,000	1.155	4	210,200	1,900	212,000	1,900	1,800	0.856
5	138,800	1,100	140,400	1,200	1,600	1.153	5	174,700	1,700	176,700	1,700	2,000	1.145	5	212,100	1,900	213,900	1,900	1,800	0.849
6	139,900	1,100	141,600	1,100	1,700	1.215	6	176,400	1,800	178,400	1,800	2,000	1.134	6	214,000	1,900	215,800	1,900	1,800	0.841
7	141,000	1,100	142,700	1,100	1,700	1.206	7	178,200	1,800	180,200	1,800	2,000	1.122	7	215,900	1,900	217,700	1,900	1,800	0.834
8	142,100	1,200	143,800	1,200	1,700	1.196	8	180,000	1,800	182,000	1,800	2,000	1.111	8	217,800	1,900	219,600	1,900	1,800	0.826
9	143,300	1,300	145,000	1,300	1,700	1.186	9	181,800	1,800	183,800	1,800	2,000	1.100	9	219,700	1,900	221,500	1,900	1,800	0.819
10	144,600	1,300	146,300	1,300	1,700	1.176	10	183,600	1,800	185,600	1,800	2,000	1.089	10	221,600	1,900	223,400	1,900	1,800	0.812
11	145,900	1,300	147,600	1,300	1,700	1.165	11	185,400	1,800	187,400	1,800	2,000	1.079	11	223,500	1,900	225,300	1,900	1,800	0.805
12	147,200	1,300	148,900	1,300	1,700	1.155	12	187,200	1,800	189,200	1,800	2,000	1.068	12	225,400	1,900	227,200	1,800	1,800	0.799
13	148,500	1,900	150,200	2,000	1,700	1.145	13	189,000	1,700	191,000	1,700	2,000	1.058	13	227,300	1,900	229,000	1,800	1,700	0.748
14	150,400	2,000	152,200	2,000	1,800	1.197	14	190,700	1,800	192,700	1,800	2,000	1.049	14	229,200	1,900	230,800	1,800	1,600	0.698
15	152,400	2,000	154,200	2,000	1,800	1.181	15	192,500	1,800	194,500	1,800	2,000	1.039	15	231,100	1,900	232,600	1,800	1,500	0.649
16	154,400	2,000	156,200	2,000	1,800	1.166	16	194,300	1,800	196,300	1,800	2,000	1.029	16	233,000	1,900	234,400	1,700	1,400	0.601
17	156,400	2,000	158,200	2,100	1,800	1.151	17	196,100	1,800	198,100	1,800	2,000	1.020	17	234,900	2,000	236,100	1,900	1,200	0.511
18	158,400	2,000	160,300	2,000	1,900	1.199	18	197,900	1,800	199,900	1,800	2,000	1.011	18	236,900	2,000	238,000	1,900	1,100	0.464
19	160,400	2,000	162,300	2,100	1,900	1.185	19	199,700	1,800	201,700	1,800	2,000	1.002	19	238,900	2,000	239,900	1,900	1,000	0.419
20	162,400	2,000	164,400	2,100	2,000	1.232	20	201,500	1,800	203,500	1,800	2,000	0.993	20	240,900	2,000	241,800	1,900	900	0.374
21	164,400	2,200	166,500	2,100	2,100	1.277	21	203,300	1,800	205,300	1,800	2,000	0.984	21	242,900	2,100	243,700	2,000	800	0.329
22	166,600	2,100	168,600	2,100	2,000	1.200	22	205,100	1,800	207,100	1,800	2,000	0.975	22	245,000	2,100	245,700	2,000	700	0.286
23	168,700	2,100	170,700	2,100	2,000	1.186	23	206,900	1,900	208,900	1,900	2,000	0.967	23	247,100	2,100	247,700	1,900	600	0.243
24	170,800	2,100	172,800	2,100	2,000	1.171	24	208,800	1,900	210,800	1,900	2,000	0.958	24	249,200	2,100	249,600	1,900	400	0.161
25	172,900	1,800	174,900	1,800	2,000	1.157	25	210,700	1,900	212,700	1,900	2,000	0.949	25	251,300	2,100	251,500	2,100	200	0.080
26	174,700	1,700	176,700	1,700	2,000	1.145	26	212,600	1,900	214,600	1,800	2,000	0.941	26	253,400	2,100	253,600	1,900	200	0.079
27	176,400	1,700	178,400	1,700	2,000	1.134	27	214,500	1,900	216,400	1,800	1,900	0.886	27	255,500	2,100	255,500	2,100	0	0.000
28	178,100	1,700	180,100	1,700	2,000	1.123	28	216,400	1,900	218,200	1,800	1,800	0.832	28	257,600	2,100	257,600	2,100	0	0.000
29	179,800	1,700	181,800	1,700	2,000	1.112	29	218,300	1,800	220,000	1,700	1,700	0.779	29	259,700	2,000	259,700	2,000	0	0.000
30	181,500	1,700	183,500	1,700	2,000	1.102	30	220,100	1,800	221,700	1,700	1,600	0.727	30	261,700	2,000	261,700	2,000	0	0.000
31	183,200	1,600	185,200	1,700	2,000	1.092	31	221,900	1,800	223,400	1,700	1,500	0.676	31	263,700	2,000	263,700	2,000	0	0.000
32	184,800	1,600	186,900	1,600	2,100	1.136	32	223,700	1,800	225,100	1,700	1,400	0.626	32	265,700	2,000	265,700	2,000	0	0.000
33	186,400	1,600	188,500	1,600	2,100	1.127	33	225,500	1,800	226,800	1,700	1,300	0.576	33	267,700	2,000	267,700	2,000	0	0.000
34	188,000	1,600	190,100	1,600	2,100	1.117	34	227,300	1,800	228,500	1,700	1,200	0.528	34	269,700	2,000	269,700	2,000	0	0.000
35	189,600	1,600	191,700	1,600	2,100	1.108	35	229,100	1,800	230,200	1,700	1,100	0.480	35	271,700	2,000	271,700	2,000	0	0.000
36	191,200	1,500	193,300	1,500	2,100	1.098	36	230,900	1,700	231,900	1,600	1,000	0.433	36	273,700	2,000	273,700	2,000	0	0.000
37	192,700	1,500	194,800	1,400	2,100	1.090	37	232,600	1,800	233,500	1,700	900	0.387	37	275,700	2,000	275,700	2,000	0	0.000
38	194,200	1,400	196,200	1,400	2,000	1.030	38	234,400	1,800	235,200	1,700	800	0.341	38	277,700	2,000	277,700	2,000	0	0.000
39	195,600	1,400	197,600	1,400	2,000	1.022	39	236,200	1,700	236,900	1,600	700	0.296	39	279,700	2,000	279,700	2,000	0	0.000
40	197,000	1,400	199,000	1,400	2,000	1.015	40	237,900	1,700	238,500	1,600	600	0.252	40	281,700	2,000	281,700	2,000	0	0.000
41	198,400	1,400	200,400	1,400	2,000	1.008	41	239,600	1,700	240,100	1,600	500	0.209	41	283,700	1,900	283,700	1,900	0	0.000
42	199,800	1,400	201,800	1,400	2,000	1.001	42	241,300	1,700	241,700	1,600	400	0.166	42	285,600	1,900	285,600	1,900	0	0.000
43	201,200	1,400	203,200	1,400	2,000	0.994	43	243,000	1,600	243,300	1,500	300	0.123	43	287,500	1,900	287,500	1,900	0	0.000
44	202,600	1,300	204,600	1,300	2,000	0.987	44	244,600	1,600	244,800	1,600	200	0.082	44	289,400	1,900	289,400	1,900	0	0.000
45	203,900	1,300	205,900	1,300	2,000	0.981	45	246,200	1,700	246,400	1,500	200	0.081	45	291,300	1,900	291,300	1,900	0	0.000
46	205,200	1,300	207,200	1,300	2,000	0.975	46	247,900	1,700	247,900	1,700	0	0.000	46	293,200	1,900	293,200	1,900	0	0.000
47	206,500	1,300	208,500	1,300	2,000	0.969	47	249,600	1,600	249,600	1,600	0	0.000	47	295,100	1,900	295,100	1,900	0	0.000
48	207,800	1,200	209,800	1,200	2,000	0.962	48	251,200	1,600	251,200	1,600	0	0.000	48	297,000	1,900	297,000	1,900	0	0.000
49	209,000	1,300	211,000	1,200	2,000	0.957	49	252,800	1,700	252,800	1,700	0	0.000	49	298,900	1,800	298,900	1,800	0	0.000
50	210,300	1,300	212,200	1,200	1,900	0.903	50	254,500	1,700	254,500	1,700	0	0.000	50	300,700	1,800	300,700	1,800	0	0.000
51	211,600	1,200	213,400	1,100	1,800	0.851	51	256,200	1,600	256,200	1,600	0	0.000	51	302,500	1,800	302,500	1,800	0	0.000
52	212,800	1,200	214,500	1,100	1,700	0.799	52	257,800	1,600	257,800	1,600	0	0.000	52	304,300	1,800	304,300	1,800	0	0.000
53	214,000	1,200	215,600	1,100	1,600	0.748	53	259,400	1,500	259,400	1,500	0	0.000	53	306,100	1,700	306,100	1,700	0	0.000
54	215,200	1,200	216,700	1,100	1,500	0.697	54	260,900	1,500	260,900	1,500	0	0.000	54	307,800	1,700	307,800	1,700	0	0.000
55	216,400	1,100	217,800	1,000	1,400	0.647	55	262,400	1,500	262,400	1,500	0	0.000	55	309,500	1,700	309,500	1,700	0	0.000
56	217,500	1,100	218,800	1,000	1,300	0.598	56	263,900	1,500	263,900	1,500	0	0.000	56	311,200	1,700	311,200	1,700	0	0.000
57	218,600	1,100	219																	

1級							2級							3級						
改定前			改定後				改定前			改定後				改定前			改定後			
号	給料月額	間差	給料月額	間差	改定額	改定率	号	給料月額	間差	給料月額	間差	改定額	改定率	号	給料月額	間差	給料月額	間差	改定額	改定率
76	235,100	500	235,100	500	0	0.000	76	286,300	600	286,300	600	0	0.000	76	332,200	700	332,200	700	0	0.000
77	235,600	600	235,600	600	0	0.000	77	286,900	600	286,900	600	0	0.000	77	332,900	600	332,900	600	0	0.000
78	236,200	600	236,200	600	0	0.000	78	287,500	600	287,500	600	0	0.000	78	333,500	600	333,500	600	0	0.000
79	236,800	500	236,800	500	0	0.000	79	288,100	600	288,100	600	0	0.000	79	334,100	600	334,100	600	0	0.000
80	237,300	500	237,300	500	0	0.000	80	288,700	600	288,700	600	0	0.000	80	334,700	600	334,700	600	0	0.000
81	237,800	500	237,800	500	0	0.000	81	289,300	600	289,300	600	0	0.000	81	335,300	500	335,300	500	0	0.000
82	238,300	500	238,300	500	0	0.000	82	289,900	600	289,900	600	0	0.000	82	335,800	500	335,800	500	0	0.000
83	238,800	500	238,800	500	0	0.000	83	290,500	500	290,500	500	0	0.000	83	336,300	500	336,300	500	0	0.000
84	239,300	500	239,300	500	0	0.000	84	291,000	500	291,000	500	0	0.000	84	336,800	500	336,800	500	0	0.000
85	239,800	500	239,800	500	0	0.000	85	291,500	600	291,500	600	0	0.000	85	337,300	500	337,300	500	0	0.000
86	240,300	500	240,300	500	0	0.000	86	292,100	500	292,100	500	0	0.000	86	337,800	500	337,800	500	0	0.000
87	240,800	400	240,800	400	0	0.000	87	292,600	500	292,600	500	0	0.000	87	338,300	500	338,300	500	0	0.000
88	241,200	400	241,200	400	0	0.000	88	293,100	500	293,100	500	0	0.000	88	338,800	400	338,800	400	0	0.000
89	241,600	500	241,600	500	0	0.000	89	293,600	500	293,600	500	0	0.000	89	339,200	500	339,200	500	0	0.000
90	242,100	500	242,100	500	0	0.000	90	294,100	500	294,100	500	0	0.000	90	339,700	500	339,700	500	0	0.000
91	242,600	400	242,600	400	0	0.000	91	294,600	500	294,600	500	0	0.000	91	340,200	500	340,200	500	0	0.000
92	243,000	400	243,000	400	0	0.000	92	295,100	500	295,100	500	0	0.000	92	340,700	400	340,700	400	0	0.000
93	243,400		243,400		0	0.000	93	295,600	500	295,600	500	0	0.000	93	341,100	500	341,100	500	0	0.000
							94	296,100	500	296,100	500	0	0.000	94	341,600	500	341,600	500	0	0.000
							95	296,600	500	296,600	500	0	0.000	95	342,100	500	342,100	500	0	0.000
							96	297,100	400	297,100	400	0	0.000	96	342,600	400	342,600	400	0	0.000
							97	297,500	500	297,500	500	0	0.000	97	343,000	500	343,000	500	0	0.000
							98	298,000	500	298,000	500	0	0.000	98	343,500	500	343,500	500	0	0.000
							99	298,500	500	298,500	500	0	0.000	99	344,000	500	344,000	500	0	0.000
							100	299,000	500	299,000	500	0	0.000	100	344,500	400	344,500	400	0	0.000
							101	299,500	500	299,500	500	0	0.000	101	344,900	500	344,900	500	0	0.000
							102	300,000	500	300,000	500	0	0.000	102	345,400	500	345,400	500	0	0.000
							103	300,500	500	300,500	500	0	0.000	103	345,900	500	345,900	500	0	0.000
							104	301,000	500	301,000	500	0	0.000	104	346,400	400	346,400	400	0	0.000
							105	301,500	500	301,500	500	0	0.000	105	346,800	500	346,800	500	0	0.000
							106	302,000	500	302,000	500	0	0.000	106	347,300	500	347,300	500	0	0.000
							107	302,500	500	302,500	500	0	0.000	107	347,800	500	347,800	500	0	0.000
							108	303,000	500	303,000	500	0	0.000	108	348,300	400	348,300	400	0	0.000
							109	303,500	500	303,500	500	0	0.000	109	348,700	500	348,700	500	0	0.000
							110	304,000	500	304,000	500	0	0.000	110	349,200	500	349,200	500	0	0.000
							111	304,500	500	304,500	500	0	0.000	111	349,700	500	349,700	500	0	0.000
							112	305,000	400	305,000	400	0	0.000	112	350,200	400	350,200	400	0	0.000
							113	305,400	500	305,400	500	0	0.000	113	350,600	500	350,600	500	0	0.000
							114	305,900	500	305,900	500	0	0.000	114	351,100	500	351,100	500	0	0.000
							115	306,400	500	306,400	500	0	0.000	115	351,600	500	351,600	500	0	0.000
							116	306,900	400	306,900	400	0	0.000	116	352,100	400	352,100	400	0	0.000
							117	307,300		307,300		0	0.000	117	352,500	500	352,500	500	0	0.000
													118	353,000	500	353,000	500	0	0.000	
													119	353,500	500	353,500	500	0	0.000	
													120	354,000	400	354,000	400	0	0.000	
													121	354,400	500	354,400	500	0	0.000	
													122	354,900	500	354,900	500	0	0.000	
													123	355,400	500	355,400	500	0	0.000	
													124	355,900	400	355,900	400	0	0.000	
													125	356,300	500	356,300	500	0	0.000	
													126	356,800	500	356,800	500	0	0.000	
													127	357,300	500	357,300	500	0	0.000	
													128	357,800	400	357,800	400	0	0.000	
													129	358,200	500	358,200	500	0	0.000	
													130	358,700	500	358,700	500	0	0.000	
													131	359,200	500	359,200	500	0	0.000	
													132	359,700	400	359,700	400	0	0.000	
													133	360,100	500	360,100	500	0	0.000	
													134	360,600	500	360,600	500	0	0.000	
													135	361,100	500	361,100	500	0	0.000	
													136	361,600	400	361,600	400	0	0.000	
													137	362,000	500	362,000	500	0	0.000	
													138	362,500	500	362,500	500	0	0.000	
													139	363,000	500	363,000	500	0	0.000	
													140	363,500	400	363,500	400	0	0.000	
													141	363,900	500	363,900	500	0	0.000	
													142	364,400	500	364,400	500	0	0.000	
													143	364,900	500	364,900	500	0	0.000	
													144	365,400	400	365,400	400	0	0.000	
													145	365,800		365,800		0	0.000	
再任用	186,800		186,800		0	0.000	再任用	214,600		214,600		0	0.000	再任用	245,100		245,100		0	0.000

4級							5級						
改定前			改定後				改定前			改定後			
号	給料月額	間差	給料月額	間差	改定額	改定率	号	給料月額	間差	給料月額	間差	改定額	改定率
1	211,300	1,900	211,300	1,900	0	0.000	1	286,700	2,100	286,700	2,100	0	0.000
2	213,200	1,900	213,200	1,900	0	0.000	2	288,800	2,100	288,800	2,100	0	0.000
3	215,100	1,900	215,100	1,900	0	0.000	3	290,900	2,100	290,900	2,100	0	0.000
4	217,000	1,900	217,000	1,900	0	0.000	4	293,000	2,100	293,000	2,100	0	0.000
5	218,900	1,900	218,900	1,900	0	0.000	5	295,100	2,200	295,100	2,200	0	0.000
6	220,800	1,900	220,800	1,900	0	0.000	6	297,300	2,200	297,300	2,200	0	0.000
7	222,700	1,900	222,700	1,900	0	0.000	7	299,500	2,200	299,500	2,200	0	0.000
8	224,600	1,900	224,600	1,900	0	0.000	8	301,700	2,200	301,700	2,200	0	0.000
9	226,500	1,900	226,500	1,900	0	0.000	9	303,900	2,300	303,900	2,300	0	0.000
10	228,400	1,900	228,400	1,900	0	0.000	10	306,200	2,300	306,200	2,300	0	0.000
11	230,300	1,900	230,300	1,900	0	0.000	11	308,500	2,300	308,500	2,300	0	0.000
12	232,200	1,900	232,200	1,900	0	0.000	12	310,800	2,300	310,800	2,300	0	0.000
13	234,100	2,000	234,100	2,000	0	0.000	13	313,100	2,300	313,100	2,300	0	0.000
14	236,100	2,000	236,100	2,000	0	0.000	14	315,400	2,300	315,400	2,300	0	0.000
15	238,100	2,000	238,100	2,000	0	0.000	15	317,700	2,300	317,700	2,300	0	0.000
16	240,100	2,000	240,100	2,000	0	0.000	16	320,000	2,300	320,000	2,300	0	0.000
17	242,100	2,000	242,100	2,000	0	0.000	17	322,300	2,300	322,300	2,300	0	0.000
18	244,100	2,000	244,100	2,000	0	0.000	18	324,600	2,300	324,600	2,300	0	0.000
19	246,100	2,000	246,100	2,000	0	0.000	19	326,900	2,300	326,900	2,300	0	0.000
20	248,100	2,000	248,100	2,000	0	0.000	20	329,200	2,300	329,200	2,300	0	0.000
21	250,100	2,100	250,100	2,100	0	0.000	21	331,500	2,300	331,500	2,300	0	0.000
22	252,200	2,100	252,200	2,100	0	0.000	22	333,800	2,300	333,800	2,300	0	0.000
23	254,300	2,100	254,300	2,100	0	0.000	23	336,100	2,300	336,100	2,300	0	0.000
24	256,400	2,100	256,400	2,100	0	0.000	24	338,400	2,300	338,400	2,300	0	0.000
25	258,500	2,100	258,500	2,100	0	0.000	25	340,700	2,300	340,700	2,300	0	0.000
26	260,600	2,100	260,600	2,100	0	0.000	26	343,000	2,300	343,000	2,300	0	0.000
27	262,700	2,100	262,700	2,100	0	0.000	27	345,300	2,300	345,300	2,300	0	0.000
28	264,800	2,100	264,800	2,100	0	0.000	28	347,600	2,300	347,600	2,300	0	0.000
29	266,900	2,100	266,900	2,100	0	0.000	29	349,900	2,300	349,900	2,300	0	0.000
30	269,000	2,100	269,000	2,100	0	0.000	30	352,200	2,300	352,200	2,300	0	0.000
31	271,100	2,100	271,100	2,100	0	0.000	31	354,500	2,300	354,500	2,300	0	0.000
32	273,200	2,100	273,200	2,100	0	0.000	32	356,800	2,300	356,800	2,300	0	0.000
33	275,300	2,200	275,300	2,200	0	0.000	33	359,100	2,200	359,100	2,200	0	0.000
34	277,500	2,200	277,500	2,200	0	0.000	34	361,300	2,200	361,300	2,200	0	0.000
35	279,700	2,200	279,700	2,200	0	0.000	35	363,500	2,200	363,500	2,200	0	0.000
36	281,900	2,200	281,900	2,200	0	0.000	36	365,700	2,200	365,700	2,200	0	0.000
37	284,100	2,200	284,100	2,200	0	0.000	37	367,900	2,200	367,900	2,200	0	0.000
38	286,300	2,200	286,300	2,200	0	0.000	38	370,100	2,200	370,100	2,200	0	0.000
39	288,500	2,200	288,500	2,200	0	0.000	39	372,300	2,200	372,300	2,200	0	0.000
40	290,700	2,200	290,700	2,200	0	0.000	40	374,500	2,200	374,500	2,200	0	0.000
41	292,900	2,200	292,900	2,200	0	0.000	41	376,700	2,100	376,700	2,100	0	0.000
42	295,100	2,200	295,100	2,200	0	0.000	42	378,900	2,100	378,900	2,100	0	0.000
43	297,300	2,200	297,300	2,200	0	0.000	43	380,900	2,100	380,900	2,100	0	0.000
44	299,500	2,200	299,500	2,200	0	0.000	44	383,000	2,100	383,000	2,100	0	0.000
45	301,700	2,200	301,700	2,200	0	0.000	45	385,100	1,800	385,100	1,800	0	0.000
46	303,900	2,200	303,900	2,200	0	0.000	46	386,900	1,800	386,900	1,800	0	0.000
47	306,100	2,200	306,100	2,200	0	0.000	47	388,700	1,800	388,700	1,800	0	0.000
48	308,300	2,200	308,300	2,200	0	0.000	48	390,500	1,800	390,500	1,800	0	0.000
49	310,500	2,200	310,500	2,200	0	0.000	49	392,300	1,700	392,300	1,700	0	0.000
50	312,700	2,200	312,700	2,200	0	0.000	50	394,000	1,700	394,000	1,700	0	0.000
51	314,900	2,200	314,900	2,200	0	0.000	51	395,700	1,700	395,700	1,700	0	0.000
52	317,100	2,200	317,100	2,200	0	0.000	52	397,400	1,700	397,400	1,700	0	0.000
53	319,300	2,100	319,300	2,100	0	0.000	53	399,100	1,400	399,100	1,400	0	0.000
54	321,400	2,100	321,400	2,100	0	0.000	54	400,500	1,400	400,500	1,400	0	0.000
55	323,500	2,100	323,500	2,100	0	0.000	55	401,900	1,400	401,900	1,400	0	0.000
56	325,600	2,100	325,600	2,100	0	0.000	56	403,300	1,400	403,300	1,400	0	0.000
57	327,700	2,100	327,700	2,100	0	0.000	57	404,700	1,100	404,700	1,100	0	0.000
58	329,800	2,100	329,800	2,100	0	0.000	58	405,800	1,100	405,800	1,100	0	0.000
59	331,900	2,100	331,900	2,100	0	0.000	59	406,900	1,100	406,900	1,100	0	0.000
60	334,000	2,100	334,000	2,100	0	0.000	60	408,000	1,100	408,000	1,100	0	0.000
61	336,100	2,100	336,100	2,100	0	0.000	61	409,100	900	409,100	900	0	0.000
62	338,200	2,100	338,200	2,100	0	0.000	62	410,000	900	410,000	900	0	0.000
63	340,300	2,100	340,300	2,100	0	0.000	63	410,900	800	410,900	800	0	0.000
64	342,400	2,100	342,400	2,100	0	0.000	64	411,700	800	411,700	800	0	0.000
65	344,500	2,000	344,500	2,000	0	0.000	65	412,500	800	412,500	800	0	0.000
66	346,500	2,000	346,500	2,000	0	0.000	66	413,300	800	413,300	800	0	0.000
67	348,500	2,000	348,500	2,000	0	0.000	67	414,100	800	414,100	800	0	0.000
68	350,500	2,000	350,500	2,000	0	0.000	68	414,900	800	414,900	800	0	0.000
69	352,500	1,900	352,500	1,900	0	0.000	69	415,700	800	415,700	800	0	0.000
70	354,400	1,900	354,400	1,900	0	0.000	70	416,500	800	416,500	800	0	0.000
71	356,300	1,900	356,300	1,900	0	0.000	71	417,300	800	417,300	800	0	0.000
72	358,200	1,900	358,200	1,900	0	0.000	72	418,100	800	418,100	800	0	0.000
73	360,100	1,600	360,100	1,600	0	0.000	73	418,900	800	418,900	800	0	0.000
74	361,700	1,600	361,700	1,600	0	0.000	74	419,700	800	419,700	800	0	0.000
75	363,300	1,600	363,300	1,600	0	0.000	75	420,500	800	420,500	800	0	0.000

4級						5級					
改定前			改定後			改定前			改定後		
号	給料月額	間差	給料月額	間差	改定率	号	給料月額	間差	給料月額	間差	改定率
76	364,900	1,600	364,900	1,600	0.000	76	421,300	800	421,300	800	0.000
77	366,500	1,200	366,500	1,200	0.000	77	422,100	800	422,100	800	0.000
78	367,700	1,200	367,700	1,200	0.000	78	422,900	800	422,900	800	0.000
79	368,900	1,200	368,900	1,200	0.000	79	423,700	800	423,700	800	0.000
80	370,100	1,200	370,100	1,200	0.000	80	424,500	800	424,500	800	0.000
81	371,300	1,000	371,300	1,000	0.000	81	425,300	800	425,300	800	0.000
82	372,300	1,000	372,300	1,000	0.000	82	426,100	800	426,100	800	0.000
83	373,300	1,000	373,300	1,000	0.000	83	426,900	800	426,900	800	0.000
84	374,300	1,000	374,300	1,000	0.000	84	427,700	800	427,700	800	0.000
85	375,300	900	375,300	900	0.000	85	428,500	800	428,500	800	0.000
86	376,200	900	376,200	900	0.000	86	429,300	800	429,300	800	0.000
87	377,100	900	377,100	900	0.000	87	430,100	800	430,100	800	0.000
88	378,000	900	378,000	900	0.000	88	430,900	800	430,900	800	0.000
89	378,900	800	378,900	800	0.000	89	431,700	800	431,700	800	0.000
90	379,700	800	379,700	800	0.000	90	432,500	800	432,500	800	0.000
91	380,500	800	380,500	800	0.000	91	433,300	800	433,300	800	0.000
92	381,300	800	381,300	800	0.000	92	434,100	800	434,100	800	0.000
93	382,100	800	382,100	800	0.000	93	434,900	800	434,900	800	0.000
94	382,900	800	382,900	800	0.000	94	435,700	800	435,700	800	0.000
95	383,700	800	383,700	800	0.000	95	436,500	800	436,500	800	0.000
96	384,500	800	384,500	800	0.000	96	437,300	800	437,300	800	0.000
97	385,300	800	385,300	800	0.000	97	438,100	800	438,100	800	0.000
98	386,100	800	386,100	800	0.000	98	438,900	800	438,900	800	0.000
99	386,900	800	386,900	800	0.000	99	439,700	800	439,700	800	0.000
100	387,700	800	387,700	800	0.000	100	440,500	800	440,500	800	0.000
101	388,500	800	388,500	800	0.000	101	441,300	800	441,300	800	0.000
102	389,300	800	389,300	800	0.000	102	442,100	800	442,100	800	0.000
103	390,100	800	390,100	800	0.000	103	442,900	800	442,900	800	0.000
104	390,900	800	390,900	800	0.000	104	443,700	800	443,700	800	0.000
105	391,700	800	391,700	800	0.000	105	444,500	800	444,500	800	0.000
106	392,500	800	392,500	800	0.000	106	445,300	800	445,300	800	0.000
107	393,300	700	393,300	700	0.000	107	446,100	800	446,100	800	0.000
108	394,000	700	394,000	700	0.000	108	446,900	800	446,900	800	0.000
109	394,700	800	394,700	800	0.000	109	447,700	800	447,700	800	0.000
110	395,500	800	395,500	800	0.000	110	448,500	800	448,500	800	0.000
111	396,300	700	396,300	700	0.000	111	449,300	800	449,300	800	0.000
112	397,000	700	397,000	700	0.000	112	450,100	800	450,100	800	0.000
113	397,700	800	397,700	800	0.000	113	450,900	800	450,900	800	0.000
114	398,500	800	398,500	800	0.000	114	451,700	800	451,700	800	0.000
115	399,300	700	399,300	700	0.000	115	452,500	800	452,500	800	0.000
116	400,000	700	400,000	700	0.000	116	453,300	800	453,300	800	0.000
117	400,700	800	400,700	800	0.000	117	454,100				0.000
118	401,500	800	401,500	800	0.000						
119	402,300	700	402,300	700	0.000						
120	403,000	700	403,000	700	0.000						
121	403,700	800	403,700	800	0.000						
122	404,500	800	404,500	800	0.000						
123	405,300	700	405,300	700	0.000						
124	406,000	700	406,000	700	0.000						
125	406,700	800	406,700	800	0.000						
126	407,500	800	407,500	800	0.000						
127	408,300	700	408,300	700	0.000						
128	409,000	700	409,000	700	0.000						
129	409,700	800	409,700	800	0.000						
130	410,500	800	410,500	800	0.000						
131	411,300	700	411,300	700	0.000						
132	412,000	700	412,000	700	0.000						
133	412,700	800	412,700	800	0.000						
134	413,500	800	413,500	800	0.000						
135	414,300	700	414,300	700	0.000						
136	415,000	700	415,000	700	0.000						
137	415,700	800	415,700	800	0.000						
138	416,500	800	416,500	800	0.000						
139	417,300	700	417,300	700	0.000						
140	418,000	700	418,000	700	0.000						
141	418,700	800	418,700	800	0.000						
142	419,500	800	419,500	800	0.000						
143	420,300	700	420,300	700	0.000						
144	421,000	700	421,000	700	0.000						
145	421,700	800	421,700	800	0.000						
146	422,500	800	422,500	800	0.000						
147	423,300	700	423,300	700	0.000						
148	424,000	700	424,000	700	0.000						
149	424,700	800	424,700	800	0.000						
150	425,500	800	425,500	800	0.000						
151	426,300	700	426,300	700	0.000						
152	427,000	700	427,000	700	0.000						
153	427,700	800	427,700	800	0.000						
154	428,500	800	428,500	800	0.000						
155	429,300	700	429,300	700	0.000						
156	430,000	700	430,000	700	0.000						
157	430,700	800	430,700	800	0.000						
158	431,500	800	431,500	800	0.000						
159	432,300	700	432,300	700	0.000						
160	433,000	700	433,000	700	0.000						
161	433,700		433,700		0.000						
再任用	279,500		279,500		0.000	再任用	315,600		315,600		0.000

生活補給金の改定

年齢	現基準額(改定前)			H19.4.1適用 (改定後)			H20.4.1適用		
	号給	月額	基準額	号給	月額	基準額	号給	月額	基準額
			×1.1×0.8			×1.1×0.8			×1.1×0.8
30	3-23	247,100	217,400	3-23	247,700	218,000	3-21	243,700	214,500
31	3-26	253,400	223,000	3-26	253,600	223,200	3-25	251,500	221,300
32	3-30	261,700	230,300	3-30	改定なし		3-29	259,700	228,500
33	3-34	269,700	237,300	3-34			3-33	267,700	235,600
34	3-38	277,700	244,400	3-38			3-37	275,700	242,600
35	3-42	285,600	251,300	3-42			3-41	283,700	249,700
36	3-46	293,200	258,000	3-46			3-45	291,300	256,300
37	3-50	300,700	264,600	3-50			3-49	298,900	263,000
38	3-54	307,800	270,900	3-54			3-53	306,100	269,400
39	3-58	314,400	276,700	3-58			3-57	312,900	275,400
40-55	3-62	320,000	281,600	3-62			3-61	318,900	280,600

生活補給金受給者は現在無し。

・基準改定の考え方

平成19年度給与改定は、行政職3級26号以下であるため、平成19年4月適用は31歳(3級26号)以下の改定。

平成20年度からは、初任給1号引き下げと3短措置廃止により、モデルが変わることとなるため、基準額を見直す。

(別紙)

平成 20 年度 臨時的任用職員賃金改定 (7 時間 45 分)

職種	区分	改定前	改定後 (改定率 0.2%)	引上額
事務職	高校卒以上又は 18 歳以上	6,570 円	6,580 円	10 円
	その他	5,890 円	5,900 円	10 円
現業職	美化事業部の作業員	8,240 円	8,260 円	20 円
	その他の作業員	7,630 円	7,650 円	20 円
	業務員、用務員及び調理師	7,030 円	7,050 円	20 円
	調理補助 (半日)	3,720 円	3,730 円	10 円
医療職	保健師	10,080 円	10,100 円	20 円
	看護師	8,960 円	8,980 円	20 円
	栄養士	8,860 円	8,880 円	20 円
保育士	有資格者	8,260 円	8,280 円	20 円
	その他	7,520 円	7,540 円	20 円
	パート保育士 (時間単価)	1,290 円	1,290 円	0 円
技術職	環境・衛生職 (無資格)	7,920 円	7,940 円	20 円

平成 19 年 12 月期に支給する期末手当及び勤勉手当等について（メモ）

H19.11.14

1 平成 19 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当について

支給額

算定基礎月収の 2.375 月分とし、その内訳は、期末手当 1.6 月分、勤勉手当 0.775 月分とする。ただし、再任用フルタイム勤務職員は算定基礎月収の 1.25 月分とし、その内訳は、期末手当 0.85 月分、勤勉手当 0.4 月分とする。また、再任用短時間勤務職員は算定基礎月収の 0.2 月分とし、その内訳は、期末手当 0.14 月分、勤勉手当 0.06 月分とする。

算定基礎月収については、別記 1・2のとおりとする。

なお、本市を定年前の勸奨退職により退職し、OB 嘱託員となった者は一律 261,000 円とする。

期間率

平成 18 年 11 月 14 日に示した期末手当および勤勉手当等の回答メモのとおり、期末手当及び勤勉手当の期間率を別記 3-(1)のとおり改正する。

休職者等の算定方法について

平成 18 年 11 月 14 日に示した期末手当および勤勉手当等の回答メモのとおり、休職者等の期末手当及び勤勉手当の算定方法を別記 3-(2)のとおり改正する。

支給日

平成 19 年 12 月 10 日（月）

その他の支給条件

従前の例による。

2 臨時・非常勤職員等の支給率を改善することについて

平成 19 年 12 月に支給する臨時的任用職員の割増賃金について、次のとおりとする。

ア 支給額

（ア）次に掲げる者については、賃金日額に 1 表の在職期間の区分に応じた日数を乗じて得た額を支給する。

a 支給基準日（12 月 1 日）現在在職の者（1 週間の就労日数又は就労時間が著しく短い者は除く。）

b 支給基準日（12 月 1 日）前 30 日（11 月 2 日）以内に任用が終了した者で、1 月 1 日現在在職の者（1 月 2 日～1 月 4 日付け任用開始の者を含む。）

（イ）支給基準日（12 月 1 日）現在在職の者で 1 週間の就労日数又は就労時間が著しく短い者については、賃金日額に 1 週間の就労日数を乗じ、その額に 2 表の在職期間の区分に応じた日数を乗じて得た額を支給する。ただし、賃金単価が時間単価の設定となってい

る者については、賃金単価に 1 日あたりの勤務時間数を乗じて得た額を、算定の基礎となる賃金日額とする。

(1表)

在職期間	日 数
1 月未満	2.4 日分
1 月以上 2 月未満	4.8 日分
2 月以上 3 月未満	7.2 日分
3 月以上 4 月未満	9.6 日分
4 月以上 5 月未満	12 日分
5 月以上	14.4 日分

(2表)

在職期間	日 数
1 月未満	0.24 日分
1 月以上 2 月未満	0.48 日分
2 月以上 3 月未満	0.72 日分
3 月以上 4 月未満	0.96 日分
4 月以上 5 月未満	1.2 日分
5 月以上	1.44 日分

ただし、(ア)、(イ)のうち、任用期間が1月未満かつ在職期間が1月未満の者は除く。

イ 支給日

平成 19 年 12 月 10 日(月)

ただし、(ア)のbの者については、平成 20 年 1 月 10 日(木)とする。

嘱託員の割増報酬については、嘱託職員労働組合と話し合っていく。

3 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を改善することについて

現行どおりとする。

なお、平成 20 年度以降の役職者加算の対象範囲については、平成 19 年 9 月 28 日提案の「期末・勤勉手当に係る役職者加算の見直し等について(メモ)」のとおり、別記 3-(3)のとおり改正する。

4 勤勉手当の成績率による支給は行わず、全額期末手当とすることについて

現行どおりとする。

なお、人事評価制度の構築にかかる論議において、成績率の導入についても協議していく。

5 新入職員の支給率を改善することについて

平成 18 年 11 月 14 日に示した期末手当および勤勉手当等の回答メモのとおり、期間率について別記 3 - のとおりとする。

6 諾否について

本回答に対する諾否については、平成 19 年 11 月 29 日(木)午前 9 時までにはされたい。

以 上
(給与課)

(別記)

1 行政職給料表適用者

1級～3級の者（給料表3級の適用者で、平成19年4月1日現在30歳以上の者を除く。）

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当

4級以上の者（給料表3級の適用者で、平成19年4月1日現在30歳以上の者を含む。）

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、主任等5%、課長補佐・係長級及び平成19年4月1日現在50歳以上の主任等10%とする。

再任用フルタイム勤務職員

給料月額 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、5%とする。

再任用短時間勤務職員

給料月額 + 地域手当

2 教育職給料表(二)適用者

給料月額 + 扶養手当 + 地域手当 + (給料月額 × 1.1 × 別に定める割合)

なお、別に定める割合は、2級41号給以上112号以下5%、2級113号給以上10%とする。

3 平成19年12月以降に支給する期末手当及び勤勉手当の期間率等

期間率

在職期間	期末手当の期間率		在職期間	勤勉手当の期間率	
	改定後	改定前		改定後	改定前
6月	100分の100	100分の100	6月	100分の100	100分の100
5月以上 6月未満	100分の80	100分の90	5月15日以上6月未満	100分の95	100分の90
			5月以上5月15日未満	100分の90	
4月以上 5月未満	100分の60	100分の80	4月15日以上5月未満	100分の80	100分の80
			4月以上4月15日未満	100分の70	
3月以上 4月未満	100分の60	100分の65	3月15日以上4月未満	100分の60	100分の70
			3月以上3月15日未満	100分の50	
2月以上 3月未満	100分の30	100分の50	2月15日以上3月未満	100分の40	100分の60
			2月以上2月15日未満	100分の30	
1月以上 2月未満	100分の30	100分の35	1月15日以上2月未満	100分の20	100分の45
			1月以上1月15日未満	100分の15	
1日以上 1月未満	100分の30	100分の30	15日以上1月未満	100分の10	100分の30
			15日未満	100分の5	
			0日	0	

休職等による除算

期末手当及び勤勉手当の期間率の算定等について、次のとおりとする。

ア 期末手当

	改定後	改定前
育児休業	現行のとおり	期間率の算定にあたり、在職期間から 1/2 の日数を除算する。
専従休職		期間率の算定にあたり、在職期間から日数を除算する。
休職（専従休職除く）	期間率の算定にあたり、在職期間から 1/2 の日数を除算する。	除算・減額しない。
停職	期間率の算定にあたり、在職期間から日数を除算する。	

イ 勤勉手当

	改定後	改定前
病気休暇（私療）	期間率の算定にあたり、在職期間から日数を除算する。	支給額をその者の在職期間で除して得た額に欠務日数を乗じて得た額を控除して支給する。
病気欠勤・事故欠勤		
介護休暇		
無許可欠勤		
停職		
休職（専従休職除く）		
遅刻、早退及び欠務		
専従休職	現行のとおり	期間率の算定にあたり、在職期間から日数を除算する。
育児休業		

役職者加算

級	年齢	改定後	改定前
3 級	50 歳以上	5%	10%
4 級（係長除）	50 歳以上	5%	10%

なお、平成 19 年 9 月 28 日提案の「期末・勤勉手当に係る役職者加算の見直し等について（メモ）」のとおり、ゼロゾーンに対する 3 月短縮措置についても見直しを行っていく。

(参 考)

1 平成 19 年 12 月期平均支給額等 (平成 19 年 10 月 1 日基準)

区 分	定年前職員	再任用職員 (フルタイム勤務)	再任用職員 (短時間勤務)
組合員平均支給額 (算定基礎月収)	1,091,375 円 (459,526 円)	421,385 円 (337,109 円)	41,404 円 (207,020 円)
前 年 実 績 (算定基礎月収)	1,085,938 円 (467,070 円)	421,430 円 (337,145 円)	41,404 円 (207,020 円)
対 前 年 比	+ 5,437 円 (0.50%増)	45 円 (0.01%減)	0 円 (±0%)
所 要 経 費 (職員数)	3,711,445 千円 (3,312 人)	18,120 千円 (43 人)	5,797 千円 (140 人)

平均年齢 46 歳 8 月

平均勤続年数 22 年 11 月 平均年齢・勤続年数とも収入役所管の定年前職員が対象

2 期末勤勉手当の支給月数

(1) 平成 19 年度予定

(定年前職員)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.400	0.725	2.125
12 月期	1.600	0.775	2.375
計	3.000	1.500	4.500

(再任用フルタイム勤務職員)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	0.75	0.35	1.10
12 月期	0.85	0.40	1.25
計	1.6	0.75	2.35

(再任用短時間勤務職員)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	0.14	0.06	0.20
12 月期	0.14	0.06	0.20
計	0.28	0.12	0.40

(2) 平成 18 年度実績

(定年前職員)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.400	0.725	2.125
12 月期	1.600	0.725	2.325
計	3.000	1.450	4.450

(再任用フルタイム勤務職員)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	0.75	0.35	1.10
12 月期	0.85	0.40	1.25
計	1.60	0.75	2.35

(再任用短時間勤務職員)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	0.14	0.06	0.20
12 月期	0.14	0.06	0.20
計	0.28	0.12	0.40

選挙業務特殊勤務手当の支給額の変更について（メモ）

H19.11.14

選挙特殊勤務手当の支給額について以下のとおりとする。

実施内容

支給額の算定式を以下のとおりとする。

現行	改正後
1,813 円 14 銭 × 従事時間 × 超過勤務手当算定における割増率 × 地域手当相当分 × 従事した選挙業務の区分による率を乗じて得た額で <u>1,000 円未満の端数を切り捨てた額</u>	1,813 円 14 銭 × 従事時間 × 超過勤務手当算定における割増率 × 地域手当相当分 × 従事した選挙業務の区分による率を乗じて得た額で <u>1 円未満の端数を切り上げた額</u>

実施時期

平成 20 年 4 月 1 日

以 上
(給与課)

< 参考 >

具体的な算定式

	現行	改正後
係員	$1,813.14(\text{国が定めた単価}) \times 14\text{H}(\text{前日分 1H含む労働時間}) \times 1.35(\text{超過勤務割増率}) \times 1.1(\text{地域手当相当分}) = \underline{37,000}(\text{千円未満切捨})$	$1,813.14 \times 14\text{H} \times 1.35 \times 1.1 = \underline{37,696}(\text{一円未満切上})$
代理者	$37,000 \times 1.05(\text{選挙業務の区分による率}) = 38,000(\text{千円未満切捨})$	$1,813.14 \times 14\text{H} \times 1.35 \times 1.1 \times 1.05 = \underline{39,580}(\text{一円未満切上})$
管理者	$37,000 \times 1.1 = 40,000(\text{千円未満切捨})$	$1,813.14 \times 14\text{H} \times 1.35 \times 1.1 \times 1.1 = \underline{41,467}(\text{一円未満切上})$

平成 20 年度以降の再任用制度について（メモ）

H19.11.14

1 週 30 時間勤務の運用の継続

実施内容

再任用職員を週 30 時間勤務で配置する運用を継続していく。

実施時期

平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 再任用職員の給与削減措置

実施内容

平成 20 年度以降の再任用職員の給与削減措置として、例月の地域手当について、20%の削減とする。（地域手当 8%）

実施時期

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 3 年間

以 上
（給与課）

< 参考 1 >

・再任用の週 30 時間勤務の給与

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
給料	<u>184,436</u>	188,200	183,800	183,800
地域手当	18,820	<u>15,056</u>	<u>14,704</u>	<u>14,704</u>
合計	203,256	203,256	198,504	198,504

・再任用の週 40 時間勤務の給与

区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
給料	<u>286,062</u>	291,900	279,500	279,500
地域手当	29,190	<u>23,352</u>	<u>22,360</u>	<u>22,360</u>
合計	315,252	315,252	301,860	301,860

下線部は削減措置を実施する箇所

網掛部分は給与構造改革による現給保障措置を実施している箇所

平成 21 年度以降の給料・地域手当は現行の行政職給料表の数値としている

< 参考 2 >

尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 第 2 条第 2 項

法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 16 時間から 32 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

育児短時間勤務制度に関する協議について（メモ）

H19.11.14

育児短時間勤務制度に関する協議を行っていくものとする。

実施内容

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、職員の養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、育児短時間勤務を選択できることとなったことに伴い、当該制度の運用にかかる詳細について協議を行うこととする。

実施時期

平成 20 年 4 月 1 日からの制度運用開始を目途とする。

以上
(給与課)

< 参考 >

育児短時間勤務制度の概要

1 育休法改正の内容

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が平成 19 年 5 月 16 日に公布、平成 19 年 8 月 1 日に施行された。

当該改正により、養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、地方公務員は育児短時間勤務を取得できることとなった。

2 基本的な育児短時間勤務制度

短時間勤務の選択

以下のパターンの短時間勤務を選択できる。

- ・ 4 時間 × 5 日 = 20 時間
- ・ 5 時間 × 5 日 = 25 時間
- ・ 8 時間 × 3 日 = 24 時間
- ・ 8 時間 × 2 日 + 4 時間 × 1 日 = 20 時間
- ・ 上記 4 パターン以外で週 20 ~ 25 時間の範囲内において条例で定める形態

育児短時間勤務の承認

職員は 1 月以上 1 年以下の期間の範囲で申請することができ、任命権者は、正当な理由がない限り承認しなければならない。また、職員は期間の延長を申請することができる。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用

任命権者は育児短時間勤務の承認・延長に伴い、短時間勤務職員を任用することができ

る。当該短時間勤務職員は、地公法第 22 条第 1 項に規定される条件付採用とする。（任期付も可）

部分休業を承認できる期間の変更

3 歳までとしている部分休業取得可能期間を小学校就学の始期までとする。

3 その他の改正

復職調整

現行、「1/2」調整としている取扱が「他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において調整できること」とされた。

退職手当の除算

育児短時間勤務をした期間についての退職手当の適用は 1/3 除算とする。

教育職給料表(2)適用者に対する平成 20 年度以降の給与削減措置等について(メモ)

H19.11.14

1 平成 20 年度以降の給与削減措置について

実施内容

例月の地域手当について、次のとおり一定割合減じる。

教育職給料表(2)2 級適用者(指導主事・教頭除く)・・・20%(地域手当 8%)

実施時期

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 3 年間

<参考：現行削減措置>

区分		現行	提案
級	役職等	給料削減率	地域手当削減率
1	(新採除く)	1%	0%
2	指導主事・教頭以外	2%	20%
	指導主事・教頭	3%	25%
3	園長	7%	35%

2 通勤手当の見直しについて

通勤手当の支給対象者について、国どおりの基準に見直す。

実施内容

通勤手当の支給対象者について自宅から勤務官署までの通勤距離が片道 2km 以上の者とする。

実施時期

平成 20 年 4 月 1 日

3 採用時 3 短措置の廃止

実施内容

教育職給料表(2)適用者に対して実施している、採用時 3 月短縮措置(現在は最初の 1 月 1 日昇給時に 1 号増号)を廃止する。

実施時期

平成 20 年度採用者から実施。

なお、既に 3 月短縮措置の効果を受けている職員については、平成 20 年度昇給時(平成 21 年 1 月 1 日)に、昇給号数を 1 号抑制する。

以上
(給与課)

平成 20 年度以降の再任用職員の配置について（メモ）

H19.11.21

再任用職員の配置について

平成 20 年度以降の再任用職員については、今後の退職、定数及び採用状況を踏まえ、正規定数内への配置（週 40 時間勤務）を原則として考えていく。

なお、具体的な任用等についての協議については、再任用労使協議会で協議する。

以 上
（給与課）

<参考>

11月14日午後7時30分から午後9時まで中央公民館において、嘱託職員労働組合と交渉を行い、以下のとおり回答した。

嘱託員の報酬改定等について(メモ)

H19.11.14

組 合 要 求	回 答
<p>賃金・労働条件について</p> <p>1 正規職員化について</p> <p>恒常的な業務に配属されている地公法3条3項3号職員の不当な位置づけを改め、早急に正規職員化すること。</p> <p>また、任期による差別を改め、同一価値労働同一賃金に基づく均等待遇を実現すること。</p> <p>2 行政改革について</p> <p>国の規制緩和政策と市の財政再建を理由に、業務委託や指定管理者への委託が強行に推進されています。特に学校給食においては、施設改善と抱き合わせに、給食の充実を謳って調理業務の民間委託計画が進められようとしています。学校給食は教育の一環であり、食育の理念に基づき、安全安心な給食の提供のためにその要となる調理業務は、当然、市が責任を持って行うべき業務であると考えます。公的サービスは安上がりや利潤追求ではなく、市民への公平なサービスの提供、子供たちの健全で心豊かな未来に責任をもつこと、そして、それを担う労働者には公正な権利が保障されることが不可欠です。これらの視点に立って、必要な業務は直営を堅持し、委託計画を撤回するよう要求します。</p> <p>3 雇用について</p> <p>現在任用されている嘱託職員の現職での雇用を保障すること。</p>	<p>1</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>2</p> <p>事務事業の運営については、効率性を総合的に勘案して、市民の意見も十分に聞きながら、市長の責任と判断において行う。</p> <p>3</p> <p>現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答																		
<p>高年齢者雇用安定法の改正に基づき、速やかに 65 歳までの雇用延長を行うこと。また、同様の業務内容であれば、賃金、労働条件についても現行どおりとする</p> <p>こと。</p> <p>4 賃金の引き上げ及び、賃金制度の改善について</p> <p>マイナス人勸を理由とした 2 度の賃金引き下げが強行されたことにより、2003 年度からの交渉経過、経緯をふまえて「賃金表の創設については、19 年度実施を視野に入れて」協議に入りましたが、具体案も示されないまま、実施の目処も立たない状況にあります。来年度には導入できるように誠意をもって以下の検討をすること。</p> <p>正規職員を基本とした均等を図った賃金表を創設すること。</p> <p>生活実態に見合った最低生活費が保障されるようにすること。</p> <p>5 退職金制度の改善について</p> <p>現行の嘱託制度が導入されてから 30 年以上が経過し、今年度には 30 年を超える長期勤続者が退職することとなっています。長年に渡って正規職員との賃金格差を受け続けた上に、退職時に最も大きな格差をもたらす現行の退職金制度について、早急に改善すること。</p> <p>勤続 1 年から退職するまでの間、正規職員と同様に 1 年毎の率支給にすること。</p>	<p>平成 20 年 4 月 1 日から、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の趣旨に沿った再雇用制度について別紙のとおり導入する。</p> <p>4</p> <p>、平成 20 年 4 月 1 日から、報酬月額を次のとおり改定する。</p> <p>報酬月額 162,100 円 (A ランク) の者 162,400 円 報酬月額 173,500 円 (B ランク) の者 173,800 円 報酬月額 192,500 円 (C ランク) の者 192,900 円 報酬月額 211,900 円 (D ランク) の者 212,400 円</p> <p>に改定する。</p> <p>また、保育所の保育業務及び児童ホームの業務、幼稚園の業務、尼崎養護学校の生活介助業務の報酬については次のとおり改定する。</p> <table border="1" data-bbox="852 1070 1455 1438"> <thead> <tr> <th>上記職務に係る 引続く委嘱業務</th> <th>現行 報酬月額</th> <th>改定後 報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 年未満の者</td> <td>167,800 円</td> <td>168,100 円</td> </tr> <tr> <td>5 年以上 10 年未満の者</td> <td>173,400 円</td> <td>173,700 円</td> </tr> <tr> <td>10 年以上 15 年未満の者</td> <td>177,900 円</td> <td>178,200 円</td> </tr> <tr> <td>15 年以上 20 年未満の者</td> <td>181,400 円</td> <td>181,800 円</td> </tr> <tr> <td>20 年以上の者</td> <td>183,900 円</td> <td>184,300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、報酬表に係る課題については、賃金小委員会等の場で引続き協議を行う。</p> <p>5</p> <p>現行どおりとする。なお、勤続期間が 31 年以上の者の離職慰労金の支給額を 2,400,000 円に改める。</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>すでにそのような取り扱いを行っているところである。</p>	上記職務に係る 引続く委嘱業務	現行 報酬月額	改定後 報酬月額	5 年未満の者	167,800 円	168,100 円	5 年以上 10 年未満の者	173,400 円	173,700 円	10 年以上 15 年未満の者	177,900 円	178,200 円	15 年以上 20 年未満の者	181,400 円	181,800 円	20 年以上の者	183,900 円	184,300 円
上記職務に係る 引続く委嘱業務	現行 報酬月額	改定後 報酬月額																	
5 年未満の者	167,800 円	168,100 円																	
5 年以上 10 年未満の者	173,400 円	173,700 円																	
10 年以上 15 年未満の者	177,900 円	178,200 円																	
15 年以上 20 年未満の者	181,400 円	181,800 円																	
20 年以上の者	183,900 円	184,300 円																	

組 合 要 求	回 答
<p>定年退職と公務内外の死傷退職に対しては増率すること。</p> <p>本人の希望等により任用職場が変わった場合についても継続雇用を認め、勤続年数を通算すること。</p>	
<p>6 超勤手当について</p> <p>正規職員の削減、また社会情勢の変化、法改正等によって、業務内容も多様、複雑化し、業務量の増加によって、超勤の必要性が増している現状があります。しかし、職場によっては、未だに囑託に超勤手当を支給するという認識がないために、サービス残業せざる負えない実態があります。</p> <p>超勤手当の支給について、再度、周知徹底すること。</p> <p>業務の実態に照らして必要な超勤手当の費用については、予算化していくこと。</p>	<p>6</p> <p>、 引き続き、適切な運用に努めていく。</p>
<p>7 その他の手当について</p> <p>地域手当を正規職員と同様に支給すること。</p> <p>住宅手当を正規職員と同様に支給すること。</p> <p>扶養手当を正規職員と同様に支給すること。</p>	<p>7</p> <p>～ 現行どおり支給する考えはない。</p> <p>なお、通勤に係る費用弁償については別紙のとおりとする。</p>
<p>8 有給休暇について</p> <p>生理休暇を有給にすること。</p> <p>育児休業休暇を正規職員と同様に改善すること</p> <p>私療休暇を正規職員と同様に改善すること。</p> <p>介護休暇を正規職員と同様に改善すること。</p> <p>リフレッシュ休暇を正規職員と同様に創設すること。</p>	<p>8</p> <p>～ 現行どおりとする。なお、休暇制度については、これまでも適宜協議し、必要な改善に努めてきているところである。</p>
<p>9 被服について</p> <p>貸与期間、枚数、支給方法を正規職員と同様にすること。</p>	<p>9</p> <p>現行どおりとする。</p>

組 合 要 求	回 答
<p>10 パソコンの支給について</p> <p>嘱託職員への支給基準を明らかにすること。</p> <p>業務上必要がある職場については、必要な台数を直ちに支給すること。</p>	<p>10</p> <p>19 年度中にパソコンの更改を行うが、パソコンの配置については、職場の判断による必要台数の要求があり、その職場と協議の上配置を実施している。</p> <p>また、配置方法を個人貸与から課（またはグループ）への貸与にしたことにより申請があれば、配置台数の範囲内でパソコンの利用が可能としている。</p>
<p>11 福利厚生について</p> <p>社会保険、厚生年金などの諸手続きに際しては、支障のないように配慮していくこと。</p>	<p>11</p> <p>諸手続きについて、支障のないよう引き続き取り組みたい。</p>
<p>12 労働条件の変更について</p> <p>労働条件の変更については、事前に組合と協議し、一方的に行わないこと。</p>	<p>12</p> <p>現行どおりとする。</p>
<p>13 労働組合としての基本的権利について</p> <p>市職員労組と隣接する組合事務所設置すること。</p> <p>組合掲示板を設置すること。</p> <p>メーデーに職免で参加を認めること。</p> <p>団体交渉を職免で行うこと。</p>	<p>13</p> <p>～ 現行どおりとする。</p>
<p>平成 19 年 12 月に支給する割増報酬について</p>	<p>平成 19 年 12 月 1 日に在職する者に、以下の区分により支給する。</p> <p>1 支給額</p> <p>報酬月額が 192,500 円（C ランク）の者 報酬月額 × 1.54 月 × 期間率</p> <p>報酬月額が 211,900 円（D ランク）の者 一律 276,000 円</p> <p>その他（A ランク・B ランク）の者 報酬月額 × 1.78 月 × 期間率</p> <p>ただし、本市を定年退職した者等については支給しないものとする。</p>

組 合 要 求	回 答																							
<p style="text-align: center;">退職金制度の確立と改善について</p> <p>1 正規職員と同じ計算式の「退職金制度」を 2007 年度中に確立すること。また、恒常的業務に就く臨時職員についても、同等の制度を確立すること。</p> <p>2 支給月数計算は、雇用形態の変更に問わず、採用年まで遡って行うこと。</p>	<p>2 その他支給条件</p> <p>平成 19 年 12 月期支給の割増報酬より、期間率を次のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="922 398 1455 878"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在職期間</th> <th colspan="2">期間率</th> </tr> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>100/100</td> <td>100/100</td> </tr> <tr> <td>5 月以上 6 月未満</td> <td>80/100</td> <td>90/100</td> </tr> <tr> <td>4 月以上 5 月未満</td> <td rowspan="2">60/100</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>3 月以上 4 月未満</td> <td>65/100</td> </tr> <tr> <td>2 月以上 3 月未満</td> <td rowspan="3">30/100</td> <td>50/100</td> </tr> <tr> <td>1 月以上 2 月未満</td> <td>35/100</td> </tr> <tr> <td>1 日以上 1 月未満</td> <td>30/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 支給日</p> <p>平成 19 年 12 月 10 日（月）</p> <p>1、2 嘱託員については、賃金・労働条件に係る要求書「5 退職金制度の改善について」における回答のとおりとし、臨時的任用職員についてはしかるべき場で協議を行う。</p>	在職期間	期間率		改正後	改正前	6 月	100/100	100/100	5 月以上 6 月未満	80/100	90/100	4 月以上 5 月未満	60/100	80/100	3 月以上 4 月未満	65/100	2 月以上 3 月未満	30/100	50/100	1 月以上 2 月未満	35/100	1 日以上 1 月未満	30/100
在職期間	期間率																							
	改正後	改正前																						
6 月	100/100	100/100																						
5 月以上 6 月未満	80/100	90/100																						
4 月以上 5 月未満	60/100	80/100																						
3 月以上 4 月未満		65/100																						
2 月以上 3 月未満	30/100	50/100																						
1 月以上 2 月未満		35/100																						
1 日以上 1 月未満		30/100																						

本回答に対する諾否については、平成 19 年 11 月 29 日（木）午前 9 時までにはされたい。

以 上
(給与課)